

令和元年度 川崎町障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針

令和元年 8 月 1 日

1 趣旨

この方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年度法律第 50 号）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本町における障害者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定めるものとする。

2 方針の適用範囲

調達方針の適用範囲は、町のすべての機関が行う物品等の調達に適用する。

3 調達の対象となる施設

調達の対象となる障害者就労施設等は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく事業所・施設のうち、物品等の調達が可能な施設とする。

4 調達する物品

障害者就労施設等からの調達する物品等は次のとおりとする（下記に記載のないものであっても、本町が調達可能な物品等であれば対象とする。）

- （1） 物品：食料品、菓子類、小物雑貨、その他の物品
- （2） 役務：清掃、除草作業、袋詰、包装、その他の役務費

5 令和元年度の調達目標

障害者就労施設等から調達する物品等の目標額は、前年度の実績を上回ることを目標とする。

前年度実績：物品 1 5 7 千円

6 調達の推進方法

- （1） 障害者就労施設等からの提供可能な物品及び各部署が希望する物品購入、役務提供等についての情報を収集し、これらの情報をもとに、各部署に対し障害者就労施設等への優先調達を依頼する。
- （2） 物品の調達にあたっては、町内に所在する施設を優先させるものとする。

7 担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉課とする。